



- 3 監査の結果  
指導事項 なし  
（給与1、支出1、物品1）  
1) 住居手当の認定に当たり、住宅賃貸借契約書の家賃の欄に「共益費込」、「駐車場込」等の記載があるにもかかわらず、家賃のみの額についての確認が行われていなかった。  
2) 埼北収蔵庫に係る水道使用料について、納期限を過ぎて支出しているものがあった。  
3) 駅便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていなかった。

注意事項 なし

○所管課（学術文化財課）及び所属（美術館、博物館、考古博物館）に対する意見

- 美術館、博物館及び考古博物館（以下「美術館等」という。）において、県（美術館等）と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を開催し、観覧者から料金を徴収していた。  
この特別展の開催に要する経費の支出には構成員からの負担金を充て、観覧者から徴収した料金（以下「実行委員会の料金」という。）は実行委員会の口座に保管・管理されていた。  
負担金の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担金の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。  
実行委員会から構成員としての県への払込金については、使用料として県の歳入にしていた。  
1) 実行委員会による公の施設の使用について  
実行委員会が開催する特別展において、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。  
実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかつた。  
実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。  
2) 指定管理者による実行委員会の料金の徴収事務について  
美術館等は、美術館等が開催する（実行委員会が開催する場合を除く。）常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の設置及び管理条例（以下「条例」という。）に基づく観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。  
このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づく観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。  
各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。  
3) 実行委員会の料金の払込期限について  
実行委員会の料金については、覚書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあつた。  
実行委員会から県への払込金については、覚書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。  
4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について  
実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からその対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。  
実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。

- 文学館  
1 監査実施年月日 平成24年1月8日  
2 委員監査 平成24年1月26日  
3 監査の結果

- 指導事項 1件（契約1）  
1) 文献検索システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約2件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。

- 指導事項 2件（給与1、物品1）  
1) 月60時間超の時間外勤務による実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り（150/100で入力すべきところを125/100で入力）、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。  
2) 貸借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。

注意事項 なし

○北杜高等学校

- 1 監査実施年月日 平成24年1月9日  
予備監査 委員監査 平成25年1月8日

2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月

3 監査の結果

指導事項 なし

指掌事項 2件（収入1、給与1）

- 1) 自動販売機の設置目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家庭貸付料（自動販売機）」ではなく、「その他行政財産使用料」になっていた。

- 2) 入試前日の宿勤（入試問題保管業務）について、宿日直手当が支給されていなかった。

注意事項 なし

○韮崎工業高等学校

1 監査実施年月日 平成24年1月13日  
予備監査 委員監査 平成25年1月8日

2 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月

3 監査の結果

指導事項 なし

指掌事項 2件（契約1、財産1）

指導事項 なし

- 1 監査実施年月日 平成25年1月11日  
予備監査 平成25年1月8日

2 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月

3 監査の結果

指導事項 なし

指掌事項 3件（収入1、給与2）

- 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。

- 授業料 平成20年度分  
先数1件 39,600円

- 2) 扶養手当において自動車と鉄道利用で通勤する旨の届出を行なった職員の通勤手当について、通勤手当に関する規則第5条の規定による届出に係る事実を確認するため定期券等による交通機関の利用実態確認を全く行なわないまま通勤手当の支給を開始し、平成24年7月24日付け福利厚生課長通知に基づき行なわれた手当の随時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による通勤実態の確認を行なっておらず、監査日時点においても当該職員の通勤の実態について全く確認がなされないまま支給が行なわれていた。  
また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第2号様式による所属長の認定が行なわていなかった。

注意事項 なし

○甲府第一高等学校	予備監査 平成24年11月14日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	委員監査 平成25年1月8日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	監査対象期間
3 指摘事項	なし	指摘事項
指導事項	1件 (支出1)	指導事項
1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員52校分の年会費を支出していたが、52校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校(4校)の会費が含まれていた。	注意事項	なし
○甲府西高等学校	予備監査 平成24年11月15日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	委員監査 平成25年1月8日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	指摘事項
指導事項	なし	指導事項
指摘事項	2件 (支出1、給与1)	指摘事項
1) 消防設備(消火器)の保守点検業務に係る支出負担行為同いにおいて、消火器の本数に相違があり強度額の積算に誤りがあった。	注意事項	なし
2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。	注意事項	なし
○甲府南高等学校	予備監査 平成25年1月11日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	予備監査 平成24年1月15日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	監査対象期間
3 監査の結果	監査の結果	指導事項
指導事項	なし	指導事項
指摘事項	2件 (支出1、給与1)	指摘事項
1) 消防設備(消火器)の保守点検業務に係る支出負担行為同いにおいて、消火器の本数に相違があり強度額の積算に誤りがあった。	注意事項	なし
2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。	注意事項	なし
○甲府東高等学校	予備監査 平成24年11月15日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	予備監査 平成25年1月9日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項	指導事項
指導事項	なし	指導事項
指摘事項	1件 (収入1)	指摘事項
1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(購買の電気料)について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていなかった。	注意事項	なし
○農林高等学校	予備監査 平成24年11月20日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	委員監査 平成25年1月10日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項	指導事項
指導事項	1件 (給与1)	指導事項
1) 教育職員の現金支給に係る給与が給与支給日に支給されておらず、所属の給与資金前渡職員口座に長期間滞留していた。(合計500,000円)	注意事項	なし
○巨摩高等学校	予備監査 平成24年11月20日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	委員監査 平成25年1月10日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項	指導事項
指導事項	1件 (収入1)	指導事項
1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づく延滞金が調定されていなかった。	注意事項	なし
○白根高等学校	予備監査 平成25年1月11日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	予備監査 平成25年1月11日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項	指導事項
指導事項	なし	指導事項
指摘事項	1件 (支出1)	指摘事項
1) 競歩大会設施使用料に係る前渡資金について、財務規則第22条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。	注意事項	なし
○増穂商業高等学校	予備監査 平成25年1月11日	監査実施年月日
1 監査実施年月日	予備監査 平成25年1月11日	監査実施年月日
2 監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	監査対象期間
3 指摘事項	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	指摘事項
指導事項	なし	指導事項
指摘事項	1件 (支出1)	指摘事項
1) 競歩大会設施使用料に係る前渡資金について、財務規則第22条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。	注意事項	なし